

# 令和4年度甲種防火管理新規講習受講案内

山鹿市消防本部

## 次の方は防火管理「新規講習」を受講してください。

甲種防火管理「新規講習」

消防法第8条の規定により次の施設には防火管理者が必要です。防火管理者になられる方は、新規講習を受講して下さい。

施設の種類	収容人員
特別養護老人ホームなどの自力避難困難者が入所する社会福祉施設	10人以上
飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定の人が入り出りする建物など	30人以上
共同住宅、学校、工場、事務所などの特定の人が入り出りする建物など	50人以上

- 講習日時：(1日目) 令和4年8月4日(木) 午前9時00分～午後4時40分  
(2日目) 令和4年8月5日(金) 午前9時00分～午後3時30分  
※受付：(1日目)午前8時00分、(2日目)午前8時30分
- 講習会場：熊本県山鹿市南島1270番地1  
山鹿市消防本部2階 多目的ホール  
電話：0968-43-9119 FAX：0968-43-5100
- 申込受付期間：令和4年7月1日(金)～令和4年7月25日(月)
- 講習料：無料(ただし、テキスト代3,800円(税込)必要となります。)  
※お釣りがいらないようご協力をお願いします。  
※テキスト販売、領収書発行は東京法令出版株式会社に一任。
- 講習定員：50名  
受付期間内であっても、定員になり次第締め切らせていただきます。  
※熊本県内の事業所で防火管理者に選任される方、または熊本県在住の方に限ります。
- 持参品：筆記用具
- 申込方法：「甲種防火管理新規講習受講申込書」に記入のうえ、上記受付期間中に持参、郵送、FAXいずれかの方法でお申し込みください。
- その他：①会場ではマスクの着用、手指消毒の徹底及び体温測定のご協力をお願いいたします。  
②体調不良、発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮いただくようお願いいたします。  
③当講習は法定講習のため、全課程を受講できない場合は修了証を交付できません。  
④2日目に屋外での講習がありますので、動きやすい服装での参加をお願いします。



※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期又は中止させていただく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。  
※講習受講の可否は、個人に通知は行いません。(定員に達した場合のみ通知)

### 【お問い合わせ先】

〒861-0535

熊本県山鹿市南島1270番地1

山鹿市消防本部 予防課

TEL 0968-43-9119 FAX 0968-43-5100